

磐田市告示第 54 号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律 53 号。以下「法」という。)第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務(以下「判定の業務」という。)及び当該判定の業務の開始の日を、建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号)第 10 条の規定により、次のように定め公示する。

令和 7 年 3 月 26 日

磐田市長 草地 博昭

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした判定の業務
法第 11 条第 1 項及び第 2 項並びに第 12 条第 2 項及び第 3 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日
令和 7 年 4 月 1 日

附 則 (令和 6 年 3 月 15 日制定)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年磐田市告示 40 号は、令和 6 年 3 月 31 日限り廃止する。

附 則 (令和 7 年 3 月 26 日制定)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年磐田市告示 62 号は、令和 7 年 3 月 31 日限り廃止する。